

平成24年度

～建災防旭川分会・旭川労働基準監督署合同安全パトロール報告～

平成25年2月12日

労務安全委員会

◆ 活動実施状況～

当委員会は、建災防旭川分会の活動として旭川労働基準監督署と合同で、5月より12月までの計8回と冬季（2月）に1回を現場安全パトロールを実施しました。

パトロール回数	10回
---------	-----

パトロール現場数	建築	14現場
	土木	28現場
パトロール延人数	監督署	30名
	分会	126名

◆ パトロールの総評として～

本年度も協会員以外企業も含めた各社施工現場のパトロールを行いました。

特に、年初冬季の墜落・転落死亡事故多発を受け、「墜落・転落防止」と夏場の「熱中症対策」に重点を置きながら実施しましたが、いまだ現場間のレベルの差、感度の差が感じられました。しかし、パトロールに伴う「指摘」ではない、「指導」活動が、現場の安全レベルの底上げに寄与していくものと考えますので、今後も同様なパトロールを継続していくつもりです。

① 現場の統括管理体制に関して～

- 現場における「安全日誌・日報」の作成及び整備が必要であるので毎日記載すること。

-----> 安衛則636条

- 現場において「作業主任者」の表示をし、作業員に周知させる（職務内容を含めて）

-----> 安衛則18条

- 災害防止協議会の開催及び記録が保管されていない。

-----> 安衛則635条

特定元方事業者は、元請及び多数の協力会社の作業員が一の場所で混在して作業する場合、労働災害防止のために「災害防止協議会」を設置・運営しなければならない。

- 現場所長（統責者）による現場巡視がされていない。また、巡視記録がされていない。

-----> 安衛則637条

※ 「巡視」の確実な実施と「指示」を行った場合の「確認」まで。

※ 巡視のなかで、「特になし」の表記は避けること。時刻の記載もすること。

② 墜落防止対策に関して～

- 足場の単管手摺の継手がボンジョイントを使用していた。

※ 「ボンジョイント」は、摩擦型で抜ける恐れがあるため足場には使用できない。

-----> 鋼管足場用構造規格による

- 足場の布板と布板との間隔が広く開いていた。

※ 高さ2m以上の作業場所には、作業床を設けなければならない。

(40cm以上の幅、3cm以下のすき間)

-----> 安衛則563条

- 足場の組立後の点検が行われていなかった。日常点検も同様に行われていなかった。

※ 悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立、一部解体若しくは変更後に足場使用開始前に点検を実施。

※ 作業開始前に足場の日常点検を実施しなければならない。

-----> 安衛則567条 (事業者)

-----> 安衛則655条 (注文者)

※ つり足場に関しては、作業開始前に日常点検を実施

-----> 安衛則568条

- 移動式足場（ローリング）使用時、ストッパーをかけていなかった。

-----> 安衛則570条

- 足場組立図がなく強度計算を行って安全性の確認がされていなかった。

※ 足場の届け出の有無に関係なく、組立図・計算書を備えなければならない。

-----> 安衛則570条

-----> 安衛則571条

-----> 安衛則562条

- 掘削部法肩にコーン・コーンバーを置いて明示をしていた。



※ 立入禁止策でなく、墜落防止策が必要です。

※ 墜落等による危険防止について～

- ① 高さ2m以上で墜落の危険のある時は「作業床」

-----> 安衛則518条

- ② 高さ2m以上の作業床の端・開口部には、囲い・手摺・覆い
囲いを設けることが困難な場合は、「安全带」

-----> 安衛則519条

※ 安衛則の解釈例規に「こう配が40度以上の斜面上を転落することは、安衛則518条・519条の墜落に含まれる」とある。



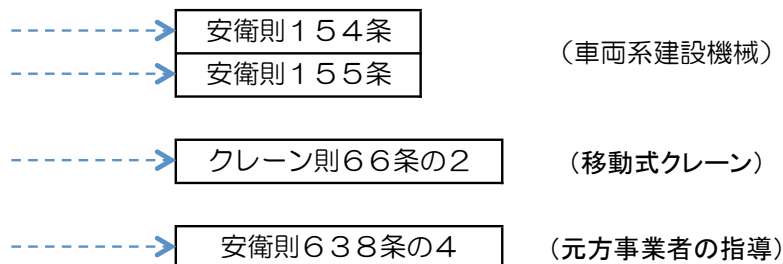
こう配が40度（仰角）以上の斜面の法肩付近、犬走り上で作業を行う場合、または、通路とする場合には手摺を設置すること。法面作業には足場を組んで手摺のついた作業床を設けることが必要。それが困難な場合、安全带の使用となる。

③ 機械・器具災害防止対策に関して～

- 機械・クレーン計画書の作成がされないまま、掘削作業をしていたり、クレーン機能付バックホーがクレーン作業に切り替えになった時に、クレーン作業計画書がなかった。

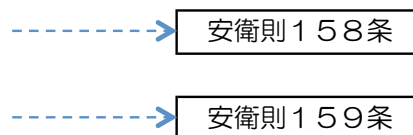
※ 作業に合った作業計画をその都度立案・作成すること。掘削等の作業においては「車両系建設機械等計画書」を、荷の吊り上げ作業等は「クレーン計画書」をそれぞれ作成し、各々の計画書を関係作業員全員に周知させること。

また、変更等が発生した時には当初の作業計画書に「朱書き」で加筆し、変更内容を再度周知徹底を図ること。



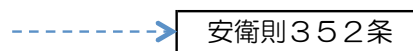
- 合図者。誘導員の適正配置がされていなかった。

※ 合図者・誘導者の意味を理解し、適正配置をすること。
また、安全チョッキ等の着用も。



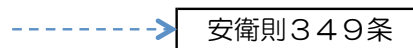
- 機械等・器具の持ち込み時の点検がされていなかった。

※ 持ち込み時、点検等が必要である。点検済みであることが判別できるようにする。



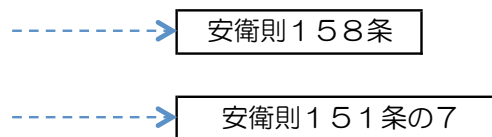
- 架空線下での作業において、「監視人」が適正配置されていなかった。

※ 「架空線」付近において、バックホー等による掘削作業がある場合には、基本的には移設、囲い等を行い、その対応が困難なときには「誘導員」ではなく、「監視人」を配置し、その業務以外には就かせないこと。



- 重機作業付近での立入禁止措置が明確にされていなかった。

※ 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械等作業を行う場合、機械または荷に接触する箇所への立入禁止措置または誘導者の配置を実施し、「安全通路」を確保すること。



④ 倒壊災害防止対策に関して～

- パイプサポート（型枠支保工）に転倒防止措置がされていなかった。

※ 型枠支保工のベースは敷板等に固定し、根がらみを設置する。また水平つなぎ・変異防止措置をしっかりと取り付け。

-----> 安衛則242条第1号、第2号
-----> 安衛則242条第7号

⑤ 火災災害防止対策に関して～

- 現場内にガソリン携行缶が放置されていた。

※ 炎天下に放置しておくとは火災災害発生原因となるので、日蔭の倉庫等に保管。

-----> 危険物の規則に関する政令24～27条

- 現場内で火気使用の際、消火器が設置されていなかった。

※ 消火器は「1火源1消火器」という原則。

-----> 消防法第17条の3の2

⑥ その他～

- 熱中症予防対策を十分図ること。

-----> 基安発 0518号の第1号

- 粉じん災害防止対策を十分図ること。

※ 平成24年4月1日以降、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則の一部改正された。

※ 屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業においても屋内で行う場合と同等の粉じん暴露のおそれがあるため、呼吸用保護具の使用や休憩設備・健康診断等の改正があった。（詳細は、粉じん則およびじん肺法施行規則を参照のこと。）

-----> 基安発 0207号の第1号

- リスクアセスメントへの取組が実施されていなかったり、リスク評価の整合性が

取れていていなかった。また、リスクの見積りが適正に行われていなかった。

※ 「リスクアセスメント」の評価方式を統一・簡素化を目指すこと。

※ 改めて、「新総合工事業者のためのリスクアセスメント教育」講習の受講をして、再度勉強してみることも一理であろう。

-----> 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

- 振動機械・工具使用時は、装置に防振対策を取るか「防振手袋」の使用をする。

※ 平成21年7月10日振動障害予防対策指針が改正になった。(チェーンソー以外)

※ (ポイント1)～振動値に応じて振動工具の使用時間管理)

※ (ポイント2)～振動暴露限界時間等についての教育実施

最後に、本年も5月以降安全パトロールを実施してまいります。